

高梁市住宅リフォーム事業補助金

住宅のリフォーム工事費 を補助します

物価高騰により個人消費が落ち込み低迷した地域経済の活性化を図るとともに、市内の建築業者等の受注拡大を図るため、住宅をリフォームする方に対して工事費の一部を補助します。

受付期間

令和8年4月15日(水)から令和9年1月29日(金)まで

※予算額に達し次第、受付を終了いたします。申請状況により抽選になる場合があります。

補助内容：住宅リフォーム工事

補助対象工事費が20万円以上(消費税込み)に対し、補助率1/10で最大10万円の補助金を交付

※高梁市スマートエネルギー導入促進補助金の補助対象機器については対象外です。

申請の要件

(1)交付対象者

- ・市内に住所を有する者又はリフォームの完了後直ちに市内に住所を有する予定の者
- ・市税を滞納していない者
- ・他の制度による補助(国・県・市等)を受けていない者

【詳細はこちら】



(2)交付対象となる住宅

- ・市内に存する住宅
- ・現に申請者が居住(予定)している住宅
- ・本市の住民基本台帳に記録されている交付対象者の住所と住宅の住所が同一であること

(3)施工業者

- ・市内の事業者(個人事業者を含む。)



(4)対象工事

- ・市内の事業者による20万円(消費税込み)以上のリフォーム
※補助対象工事費の50%を超える額を市外の事業者の下請負に付する場合は除く。
- ・令和9年2月26日(金)までに実績報告書が提出できるリフォーム
- ・対象住宅又はその敷地に係るリフォーム

※対象工事は裏面記載

申請書等提出先

【申請方法等は裏面をご覧ください】

提出者

提出先

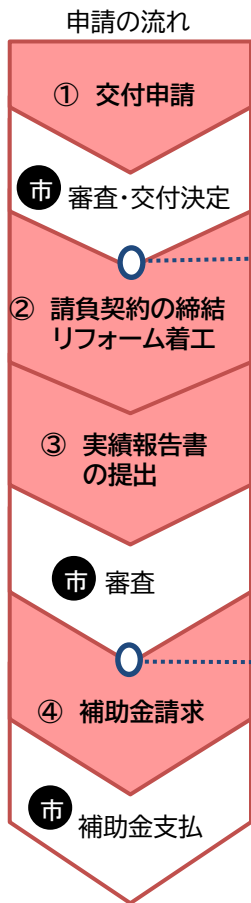
申請者本人(家族、知人、近隣住民)が提出する場合

➡ 産業振興課又は各地域局

施工業者が代理提出する場合 **※1業者につき1日1件のみ提出可**

➡ 産業振興課

必要書類と補助金申請手順



① 申請書の提出

交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて表面の申請書等提出先にご提出ください。

※必ず**リフォーム請負契約締結前・着工前**に申請してください。

- 【添付書類】
- リフォームの費用が分かる書類(見積書、内訳書等)の写し
 - リフォーム部分の着工前の状況が分かる写真及び図面
 - 交付対象住宅の所有者が申請者と異なる場合、工事施工承諾書
 - その他市長が必要と認める書類
 - 申請者の納税証明書 ※市税納税調査に同意された場合は不要

交付決定通知書

② 補助金の交付決定後(交付決定通知書を受け取った後)

請負契約を締結し、リフォームを着工してください。

③ 実績報告書の提出

リフォーム完了後、実績報告書(様式第7号)に次の書類を添えてご提出ください。

- 【添付書類】
- リフォームに係る支払いを証する書類(領収書など)の写し
 - リフォーム部分の完了後の写真
 - その他市長が必要と認める書類

確定通知書

④ 補助金確定後(確定通知書を受け取った後)

確定通知書と一緒に補助金請求書を送付しますので、確認後、次の書類をご提出ください。

- 【添付書類】
- 補助金請求書
 - 振込口座の内容(金融機関名・支店名・口座番号・名義)が印字されている部分の通帳の写し

主な対象工事 施工例

(1)内装・外装工事	クロスの張替え、建具の取替え、畳の新調、壁の塗替え、屋根の葺替え
(2)住宅設備工事	台所・便所・浴室ほか給排水設備の取替え、防犯カメラの設置
(3)エコリフォーム工事	節水型トイレ、LED照明器具、窓の断熱改修 (スマートエネルギー導入促進補助金の補助対象機器は除く。 例:高効率エアコン・高効率給湯器・住宅用太陽光発電システム等)
(4)バリアフリー改修工事	手摺の設置、段差の解消、廊下幅の拡張、床材の変更
(5)外構工事	車庫・インターフォン・フェンス・物置・テラス・散水栓の設置
(6)造園工事	植栽、生垣の設置(剪定等の維持管理は除く。)
(7)上記工事に付帯する工事等	養生費、仮設費、解体費、廃材処分費、建築確認申請費、電力会社申請費

【対象外となる費用例】

- ・設計費、家電製品及び家具等の購入費
- ・DIYに使用する材料費
- ・事務所及び店舗等の居住用以外の部分に係る工事費 など

⑨ 補助金の交付決定前に着手した工事は、補助対象外となります。

※交付対象の可否につきましては、お気軽にご相談ください。

